

さぬき市病院事業公告第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、さぬき市建設工事執行規則（平成14年さぬき市規則第111号）第6条第1項の規定により公告する。

令和6年7月12日

さぬき市病院事業管理者 石井 知也

第1 入札に付する事項

- 1 工事の名称
令和6年度さぬき市民病院照明設備等改修工事
- 2 工事の場所
さぬき市寒川町石田東地内
- 3 工事の概要
 - (1) さぬき市民病院（以下「当院」という。）本館内の照明器具約4,500基をLED照明器具に交換する工事
 - (2) 当院の附帯施設内の照明器具約15基をLED照明器具に交換する工事
 - (3) 当院敷地内の駐車場の照明器具約50基をLED照明器具に交換する工事
 - (4) 当院手術室4室の埋込型照明器具を埋込型LED照明器具に交換する工事
 - (5) その他必要個所の照明器具をLED照明器具に交換する工事
 - (6) 既設照明器具約4,600基の廃棄
- 4 工期
当院の指定する日から令和7年2月28日（金曜日）まで
- 5 支払条件
 - (1) 前金払
有
 - (2) 中間前金払
無

第2 入札に参加する者に必要な資格等

- 1 単体企業であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。）

- 3 本工事の入札参加申請時において、さぬき市建設工事指名停止等措置要領（平成14年さぬき市告示第36-1号）による指名停止期間中の者でないこと。
- 4 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第15条の規定による、特定建設業の許可（電気工事業）を受けていること。
- 5 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - (1) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、その決定を受けた日を審査基準日とする経営事項審査を受けた者。
 - (2) 民事再生法に基づく再生認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者で再生手続開始の決定を受けた日又は再審査の申請をする日の直前のその者の事業年度終了の日のいずれか遅い日を審査基準日とする経営事項審査を受けた者。
- 6 香川県内に法上に規定される営業所を有していること。
- 7 6の営業所の拠点に電気工事に係る常勤の技術者を有していること。（当該技術者は、法第26条第1項又は第2項に規定する主任技術者又は監理技術者として工事現場に配置できる又は配置している者であり、かつ、引き続き3ヶ月以上県内に居住していること。ただし、営業所専任技術者は含まないものとする。）
- 8 さぬき市の建設工事指名競争入札参加資格者名簿（令和6年度に電気工事を申請したものに限る。）に登載されていること。
- 9 法第27条の23第2項の規定による経営事項審査（審査基準日が、入札参加資格確認申請書の提出日前1年7月以内のもののうち、直近のもの）に記載のある電気工事の完成工事高（2年平均、3年平均どちらも有効とする。）が80,000千円以上であり、かつ、総合評点が800点以上であること。
- 10 本工事の入札参加資格申請時において経営事項審査が有効であり、かつ、経営事項審査終了結果報告書をさぬき市に提出している者。
- 11 平成26年4月1日以降に工事が完成し、引渡し完了した建築に係る電気設備工事（新築、増築、改築、修繕、改修工事等に限る。）で、最終請負工事費が56,000千円以上の元請（共同企業体の場合は、特定建設工事共同企業体の代表者又は出資比率が20%以上の経常建設共同企業体の構成員に限る。）としての施工実績があること。

（注）経常建設共同企業体の構成員については、その出資比率を施工実績に乗じた規模の工事を施工したものとみなす。
- 12 法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証（電気工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証を有する者で、電気設備工事の技術者としての施工経験（監理技術者、主任技術者、担当技術者及び現場代理人のいずれか

で工期の2分の1以上従事していること。)があるものを当該入札に付する工事に専任で配置できること。

なお、当該技術者は、入札日において当該入札者と3ヶ月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。

第3 入札参加申請に必要な書類の交付

- 1 交付の期間
令和6年7月12日(金曜日)から同月22日(月曜日)まで
- 2 交付の時間
午前9時から午後4時まで
ただし、正午から午後1時までの間を除く。
- 3 交付の場所
当院総務企画課 管財用度担当
- 4 交付する書類
 - (1) 入札参加資格審査確認申請書(様式第1号)
 - (2) 工事实績調書(様式第2号)
 - (3) 営業所調書(様式第3号)
 - (4) 営業所証明書(様式第4号)
 - (5) 営業所及び当該営業所が有する技術者の資格証明書(様式第5号)
- 5 交付の方法
 - (1) 紙形式
 - (2) 電子媒体(書類を受取りにきた者が持参したUSBメモリにデータ挿入)
 - (3) さぬき市民病院ホームページから様式をダウンロード
URL <https://www.city.sanuki.kagawa.jp/hospital/>

第4 入札参加資格の確認等

- 1 入札参加希望者は、様式第1号による入札参加資格審査確認申請書及び申請書に記載された調書並びに証明書(以下「申請書等」という。)をそれぞれ1部提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- 2 申請書等の提出は、持参又は郵送によるものとし、電送によるものは受け付けない。
- 3 申請書等の受付は、次のとおりとする。
 - (1) 受付の期間
令和6年7月12日(金曜日)から同月26日(金曜日)まで
ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。

- (2) 受付の時間
午前9時から午後4時まで
ただし、正午から午後1時までの間を除く。
 - (3) 受付の場所
当院総務企画課 管財用度担当
- 4 資料に記載すべき事項は、次のとおりとする。
- (1) 工事实績調書（様式第2号）
本様式に掲げる要件を満たすことを証明する工事の施工実績を記載すること。
 - (2) 営業所調書（様式第3号）
本様式に掲げる要件を満たすことを証明する営業所の状況を記載すること。
 - (3) 営業所証明書（様式第4号）
(2)に記載した営業所と商号が異なる場合に限り記載すること。
 - (4) 営業所及び当該営業所が有する技術者の資格証明書（様式第5号）
法第26条第1項又は第2項に規定する主任技術者又は監理技術者として工事現場に配置できる者の資格を記載すること。
- 5 入札参加資格の確認は、令和6年7月12日（金曜日）から同月26日（金曜日）
に行うものとする。
- 6 入札参加資格の可否結果は、令和6年7月29日（月曜日）から同月31日（水
曜日）午後4時までに書面により通知する。
- 7 入札参加資格があると認められた者に限り入札参加の対象とする。
- 8 申請書等の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。
- 9 提出された申請書等は、返却しない。
- 10 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明
- (1) 入札参加資格が認められなかった者は、その理由について、さぬき市病院事業
管理者（以下「管理者」という。）に説明を求めることができる。
 - (2) (1)の説明を求める場合
 - ① 提出の期間
令和6年7月30日（火曜日）から同年8月1日（木曜日）まで
 - ② 提出の期間
午前9時から午後4時まで
ただし、正午から午後1時までの間を除く。
 - ③ 提出の方法
持参に限る。
なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。
 - ④ 提出の場所
当院総務企画課 管財用度担当

- (3) 申し出に対する回答
- ① 回答の期間
令和6年7月31日（水曜日）から同年8月2日（金曜日）午後4時まで
 - ② 回答の方法
当院総務企画課において書面により回答する。
- (4) 苦情の申し立て
- 管理者に対して、(3)の回答に不服がある場合は、その旨を記載した書面を令和6年7月31日（水曜日）午前9時から同年8月9日（金曜日）午後4時までに当院総務企画課 管財用度担当に持参により提出する。
- ただし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (5) 管理者は、苦情の申し立てを受けた場合は、苦情を受けた翌日から起算して7日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に、書面により回答する。

第5 入札書に必要な書類の交付

- 1 必要書類の交付
入札参加資格を得た者に対する要領等は、次のとおりとする。
 - (1) 交付の期間
令和6年7月30日（火曜日）から同年8月6日（火曜日）まで
 - (2) 交付の時間
午前9時から午後4時まで
ただし、正午から午後1時までの間を除く。
 - (3) 交付の場所
当院総務企画課 管財用度担当
 - (4) 交付する書類
 - ① 入札書及び入札内訳書
 - ② 委任状
 - ③ 令和6年度さぬき市民病院照明設備等改修工事 質疑書
 - ④ 入札辞退届
 - ⑤ 令和6年度さぬき市民病院照明設備等改修工事 仕様書
 - ⑥ 既存建物平面図
 - ⑦ 既存建物電気設備竣工図（抄）
 - ⑧ 照明器具参考姿図
 - (5) 交付の方法
 - ① 紙形式
 - ② 電子媒体（書類を受取りにきた者が持参したUSBメモリにデータ挿入）
- 2 交付書類等に対する質疑

(1) 受付の期間

令和6年7月30日（火曜日）午前9時から同年8月7日（水曜日）午後4時まで

(2) 提出の方法

- ① 提出様式 交付した所定の様式の質疑書による。
- ② 提出形式 持参又はFAXによる。

(3) 質疑の回答

- ① 日時 令和6年8月9日（金曜日）午後4時
- ② 方法 全ての者にFAXで一括回答

3 現地説明会

- ① 日時 令和6年8月8日（木曜日）午後2時から
- ② 場所 当院2階会議室

4 辞退届の提出

(1) 提出の期間

令和6年8月19日（月曜日）午後4時まで

(2) 提出の方法

交付した所定の様式の入札辞退届による。

5 必要書類の交付を受けていない者は入札に参加できない。

第6 入札及び開札等

1 入札及び開札の日時

令和6年8月20日（火曜日）午前10時から

2 入札及び開札の場所

当院2階会議室

3 入札書の提出方法

持参に限る。

なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。

第7 入札書に記載する金額

落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第8 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金
免除とする。
- 2 契約保証金
契約保証金の納付、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証を必要とする。ただし、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合にあっては、この限りでない。

第9 入札内訳書の提出

- 1 入札者は、入札に際し、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした入札内訳書を提出する。
- 2 入札書の金額と入札内訳書の内容が一致しない場合は失格とする。
- 3 入札内訳書の項目は、交付した入札内訳書と同様のものとし、記載内容については、少なくとも数量、金額等を明らかにすること。
- 4 入札内訳書は、袋綴じ又は割印をして提出すること。
- 5 入札内訳書は、返却しない。

第10 入札の無効等

- 1 入札に参加できない者
 - (1) 入札書及び入札内訳書を提出しない場合
 - (2) 入札書に記名押印のない場合
 - (3) 記載内容に不備があつて、必要事項を確認しがたい場合
 - (4) 入札参加資格審査確認書等の必要書類を期限までに提出しない場合
 - (5) 入札までの間において、第2の入札に参加する者に必要な資格等に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合
 - (6) その他、記載内容等が妥当性に欠けると認められた場合
- 2 落札決定の取消し
入札参加資格を有しない者、虚偽の申請を行った者等、入札に関する要件に違反した入札は、無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には落札決定を取り消す。

第11 落札者の決定方法

- 1 全ての入札者が、予定価格を超過した場合は、引き続き再入札を行う。
- 2 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、引き続き再入札を行う。
- 3 2の入札の結果、同価の入札をした者が2者以上ある場合は、引き続き再々入札を行う。

- 4 3を行った後、同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

第12 契約の締結

- 1 当該入札に付する工事に係る請負契約は、落札業者と管理者の合意の下で速やかに締結する。
- 2 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、落札者が入札に参加する資格のいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

第13 前金払

さぬき市建設工事執行規則第38条第2項の規定に基づき、希望により請負代金額200万円以上の工事につき、請負代金額の100分の40以内の額を支払う。
ただし、10万円未満の端数は切り捨てるものとする。

第14 その他

- 1 落札者は、第27に掲げる技術者を当該工事の現場に配置すること。
- 2 前項で配置する技術者は、原則として変更できない。
なお、本人の病気、死亡、退職等特別な理由により、やむを得ず配置技術者の変更をする場合は、この者と同等以上の者を配置しなければならない。

第15 問合せ先

さぬき市民病院経営管理局総務企画課

担当 森・齋藤

TEL 0879-43-2522 (内線206・PHS902)